

令和6年度新潟市指定障がい福祉サービス事業者等集団指導

令和6年度報酬改定の主な内容 (障害者支援施設)

新潟市福祉部障がい福祉課
指定係

目次

1. 基本報酬の定員区分の見直し
2. 地域移行を推進するための評価の拡充
3. 通院支援に対する評価の創設

1. 基本報酬の定員区分の見直し

1. 基本報酬の定員区分の見直し

利用定員の変更を行いやしくし、施設から地域への移行を推進するため、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。

R6報酬改定後	改定前
利用定員が40人以下	利用定員が40人以下
利用定員が41人以上50人以下	利用定員が41人以上60人以下
利用定員が51人以上60人以下	
利用定員が61人以上70人以下	利用定員が61人以上80人以下
利用定員が71人以上80人以下	
利用定員が81人以上	利用定員が81人以上

2. 地域移行を推進するための評価の拡充

2. 地域移行を推進するための評価の拡充

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位/日

- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日

- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

【地域移行促進加算(Ⅰ)】

地域生活支援拠点に位置付けられている事業所であって、従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置しているものとして、届け出た施設に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、当該施設の従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連携調整その他の相談援助を行った場合に所定単位数に代えて、算定する。

地域生活支援拠点等に関する加算の届出		
地域生活支援拠点等に関する証明の要件を満たす事業所として、以下のとおり届け出ます。		
1 届出区分	1 新規 2 変更 3 終了	
2 事業所の名称	障がい者支援施設にいがた	
3 地域生活支援拠点等としての位置付け	市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられたことを証明する届出状況の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
	市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられた日付	令和4年8月11日
4 市町村及び地域生活支援拠点等との連携及び調整に従事する者の氏名	花野 小町 <small>※各事業所運営している場合は、各々の氏名を記載すること。</small>	
5 当該届出により算定する加算	《緊急時対応付 地域生活支援拠点等の場合》	
	《緊急時支援加算 地域生活支援拠点等の場合》	対象：自立生活援助、地域生活支援、障害児福祉サービス等（自立生活援助のみ対象）
	《地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合の加算》	対象：短期入所、1日帰来等短期入所
	《緊急時要入付加算》	対象：日中サービス
	《障害福祉サービスの体験利用加算》	対象：日中サービス
	《年報利用支援加算・体験宿泊加算》	対象：体験宿泊支援
<input checked="" type="radio"/>	《地域移行促進加算(Ⅰ)》	対象：短期入所支援

【地域移行促進加算(Ⅱ)】

地域生活支援拠点に位置付けられている事業所であって、従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置しているものとして、届け出た施設に入所する利用者に対して、宿泊を伴わない地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。

地域生活支援拠点等に関する加算の届出		
地域生活支援拠点等に関する証明の要件を満たす事業所として、以下のとおり届け出ます。		
1 届出区分	1 新規 2 変更 3 終了	
2 事業所の名称	障がい者支援施設にいがた	
3 地域生活支援拠点等としての位置付け	市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられたことを証明する届出状況の有無	有 無
	市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられた日付	令和4年8月11日
4 市町村及び地域生活支援拠点等との連携及び連絡に従事する者の氏名	花野 小町 <small>※各事業所運営している場合は、各々の氏名を記載すること。</small>	
5 当該届出により算定する加算	《療養所対応届出 地域生活支援拠点等の場合》	
	《緊急時支援加算 地域生活支援拠点等の場合》	対象：自立生活拠点、地域在宅支援、障害児通学バス支援（自立生活拠点のみ対象）
	《地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合の加算》	対象：所用入所、1回滞所等短期入所
	《療養所受入加算》	対象：日中型、日入型
	《障害福祉サービスの体験利用加算》	対象：日中型サービス
	《年輪利用支援加算・体験宿泊加算》	対象：体験宿泊支援
	<input checked="" type="checkbox"/> 《地域移行促進加算(Ⅱ)》	対象：短期入所支援

【地域移行促進加算(Ⅱ)】 留意事項

(1) 地域生活支援拠点等と連携の上、以下に例示するような地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を、指定障害者支援施設の職員が同行した上で実施した場合に加算するものであること。（留意事項通知）

(例)

- ・ 共同生活援助事業所や、生活介護等（障害者支援施設と併設しているものは除く）の通所事業所への見学や事業所内での食事の体験
- ・ 地域の活動（自治会等の地域様々な主体が開催する催し等）への参加
- ・ 現に1人暮らしをしている障害者の生活状況の見学
- ・ 買い物や公共交通機関の利用等の地域の暮らしを想定した体験

(2) 指定障害者支援施設の昼間実施サービスの時間帯に入所者に対して実施したものについても加算の対象とする。（留意事項通知）

【地域移行支援体制加算】

前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして届け出たものについて、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。

地域移行支援体制加算に関する届出書		
1 施設の名称	障がい者支援施設にいがた	
2 異動区分	<input checked="" type="radio"/> 1 新規 <input type="radio"/> 2 変更 <input type="radio"/> 3 終了	
3 算定要件	項目	
	障害者支援施設を退所し、退所から6月以上、指定共同生活援助事業所等へ入居している者又は賃貸等により地域で生活している者（介護老人福祉施設等の介護保険施設へ入居するために退所した者及び病院への長期入院のために退所した者を除く。）の人数	1 人
	定員の見直し	50 人 → 49 人

【地域移行支援体制加算】留意事項

以下の①及び②の基準を満たした場合に、障害者支援施設を退所し、退所から6月以上、指定共同生活援助事業所等へ入居している者又は賃貸等により地域で生活している者（介護老人福祉施設等の介護保険施設へ入居するために退所した者及び病院への長期入院のために退所した者を除く。以下同じ。）の人数に応じて加算するものであること。（留意事項通知）

- ① 前年度（4月から3月の間のことをいう。以下同じ。）において、障害者支援施設等を退所し、退所から6月以上、地域での生活が継続している者（指定共同生活援助事業所等へ入居している者又は賃貸等により地域で生活している者のことをいう。以下同じ。）がいること。なお、前年度の実績としては、退所から6月以上、地域での生活が継続している者が対象となること。
- ② 前年度における障害者支援施設等の退所から6月以上、地域での生活が継続している者の実績を踏まえて、翌年度から入所定員を、障害者支援施設等を退所し、退所から6月以上、地域での生活が継続している者の人数分減少させていること。

生活介護等における送迎加算の対象の見直し

R6報酬改定後	改定前
生活介護事業所と同一敷地内又は隣接する障害者支援施設を利用する施設入所者を除く利用者	施設入所者を除く利用者

3. 通院支援に対する評価の創設

3. 通院支援に対する評価の創設

医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっていることを踏まえ、通院に係る支援を評価するための加算を創設する。

【通院支援加算】

17単位

入所者に対し、通院に係る支援を実施しているものとして届け出た指定障害者支援施設等において、当該通院に係る支援を行ったときに、1月に2回を限度として所定単位数を算定する。

通院支援加算に関する届出書	
1 施設の名称	障がい者支援施設にいがた
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 入所定員	50人
算定要件	通院支援を行える人員体制を (有している ・ 有していない)

【通院支援加算】 留意事項

- (1) 入所者が病院又は診療所に通院する際に、当該指定障害者支援施設の職員が同行した場合に加算するものであること。
- (2) 指定障害者支援施設の昼間実施サービスの時間帯において、入所者に対して実施したものについても加算の対象とする。